三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
八栗谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十八年建設省告示第千百一号で指定した同号二に掲げる土地の区域を除く。）
香川県高松市牟礼町牟礼
字八栗　三四二八番　一号から四号まで
三四一八番一　五号
三四〇六番三　六号
字落合　三四〇五番三　七号
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
桑崎西川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成十一年建設省告示第二百三十七号で指定した同号四に掲げる土地の区域を除く。）
香川県高松市中山町
一二九八番一　一号
一二九九番　二号
一二九五番一三　三号
一二九五番二　四号
一四七四番二三　五号
一四七七番一　六号
一四七七番二地先道路敷　七号
一二八三番　八号
一二七五番九　九号
五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
中土居川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十二年建設省告示第四千六百三号で指定した同号十四に掲げる土地の区域を除く。）
香川県善通寺市大麻町
字岡　二五六三番一　一号から六号まで

○関東地方整備局告示第三百二十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十八年十一月十五日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十八年十一月十五日
路線名　供用の開始の区間　図面縦覧場所
二百九十八号　三郷市彦江三丁目一〇三番二から同市彦江三丁目九三番二まで　関東地方整備局長　大西亘　関東地方整備局及び同局北首都国道事務所
供用開始の期日　平成二十八年十一月十五日

二五六三番一四四　七号及び八号
二五六三番一四一　九号
二五六三番一三二　十号
二五六三番一三〇地先道路敷　十一号
二五六三番一二七　十二号
六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
北地上川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域
香川県三豊市財田町財田上
字榎木谷　三六三七番　一号
三六三五番三　二号から六号まで
三六三五番一　七号及び八号
三六三二番一　九号及び十号
三六三二番七　十一号
三六三二番八　十二号及び十三号

○国土交通省告示第千三百三十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十八年十一月十五日
国土交通大臣　石井　啓一
一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
愛光園谷川
二　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
福岡県朝倉市山見
字堂園　四一九番一　一号
四二〇番一　二号及び三号
四四〇番　二十号
字高倉　四六〇番八　四号から七号まで及び十二号から十七号まで
四六〇番四　八号から十一号まで
四五九番　十八号及び十九号
四五六番　二十一号から二十四号まで

国会事項

衆議院

法律公布奏上通知書受領

十一月十一日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律

議案通知書受領

十一月十一日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律案
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律案

質問書提出

十一月十一日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
ヒラリー・クリントン候補重視の日本外交の問題意識に関する質問主意書（**逢**坂誠二提出）
法務省の任務における人権の範囲に関する再質問主意書（**逢**坂誠二提出）

答弁書受領

十一月十一日内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員**逢**坂誠二提出日印原子力協定を締結するという報道に関する質問に対する答弁書
衆議院議員仲里利信提出米軍北部訓練場への新たなヘリパッド建設のために陸上自衛隊のヘリコプターが使用されたことに関する第三回質問に対する答弁書
衆議院議員仲里利信提出他都府県から沖縄県への機動隊派遣に関する再質問に対する答弁書
衆議院議員大西健介提出ＮＨＫ会長の選任に関する質問に対する答弁書
衆議院議員大西健介提出演説原稿等の漏えいに関する質問に対する答弁書
衆議院議員大西健介提出個人型確定拠出年金の販売促進への協力依頼に関する質問に対する答弁書
衆議院議員**逢**坂誠二提出法務省の任務に関する質問に対する答弁書
衆議院議員**逢**坂誠二提出旧ソ連時代の日ソ共同宣言等の有効性に関する質問に対する答弁書
衆議院議員**逢**坂誠二提出法務省の任務における人権の範囲に関する質問に対する答弁書
衆議院議員妻昭提出いじめ認知件数の公私間格差に関する質問に対する答弁書
衆議院議員升田世喜男提出国土交通省の「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」に関する再質問に対する答弁書

参議院

議案付託

十一月十一日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
環太平洋パートナーシップ協定の締結について承認を求めるの件（第百九十回国会閣条第八号）
環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案（第百九十回国会閣法第四七号）
環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会に付託

議決通知

十一月十一日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律案
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律案

質問主意書提出

十一月十一日議員から次の質問主意書が提出された。
安倍内閣総理大臣がドナルド・トランプ次期米国大統領に対し直ちに環太平洋パートナーシップ協定からの離脱意思の有無を確認しなければならないことに関する質問主意書（小西洋之提出）（第二九号）

答弁書受領

十一月十一日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員有田芳生提出人権教育・啓発と北朝鮮人権人道課題に関する質問に対する答弁書（第二三号）
参議院議員伊波洋一提出千代田カントリークラブへの自衛隊配備に関する質問に対する答弁書（第二四号）
参議院議員小西洋之提出山本有二農林水産大臣を即刻罷免すべきことに関する質問に対する答弁書（第二五号）